

上場制度整備懇談会
第26回 議事要旨

1. 日時：平成21年12月11日（金）午後1時00分から午後2時30分まで

2. 場所：東京証券取引所会議室

3. 議題：

- (1) 上場会社コーポレート・ガバナンス原則の見直し等について
- (2) コーポレート・ガバナンス報告書の見直しについて
- (3) 独立役員に期待される役割について

4. 議事要旨：

- (1) 上場会社コーポレート・ガバナンス原則の見直し等について
 - ・ 今回の改定にあたっては時間的な制約があるため、内容としては限定的な改定に留めるということを前提とすれば、現行の前文・本文・留意点という構成を維持するというのも妥当だと思う。
- (3) 独立役員に期待される役割について
 - ・ 既存の社外取締役が独立役員になる場合には、経営陣との利害関係がないという「しるし」がつくだけであって、その具体的な職務は今までと同じで特に変わらないという説明になるはずである。さもないと、今までは社外取締役として何をしていたのか、ということになるのではないか。
 - ・ 現在の会社法における社外性の規定では、現在又は過去に雇用関係が無かったということだけを定めているだけであるため、社外取締役であっても、実は外観的な独立性を有していないということがありうる。そういう場合には、独立性のある人がその会社の独立役員として加わることが必要になる。
 - ・ 取締役会において実態として一般株主の利益が十分に配慮されているかどうかということは、会社の外にいる株主にはわかりにくいので、少なくとも1人以上は経営陣から独立した者が存在するという状況を確保することによって、一般株主の利益にも配慮した決定が行われていることの信憑性が増すのではないか。
 - ・ 独立役員制度の趣旨は、会社の業務執行プロセスにおいて、顧客や債権者などのステークホルダーのことは考えても、一般株主のことはあまり考えられていないということがありうる現状において、一般株主の利益へ配慮できる人を業務プロセスの中に入れるということではないか。
 - ・ ファイナンスの開示において、一般株主にとって重要な情報が記載されなかったという事件が起きたが、あのような事件は、取締役会の意思決定において一般株主の利益に配慮することのできる人物が参加していれば、抑止できたのではないか。
 - ・ 会社が意思決定を行う際の独立役員への情報提供は、タイムリーに行われる必要がある。独立役員を確保するだけでなく、社内体制の見直しが必要になる場合もあるのではないか。

- ・ 独立役員といえども、会社に対して善管注意義務を負っており、会社全体の利益の最大化という役員の職責から離れて、一般株主の利益だけを他のステークホルダーよりも突出して最大化することが求められているわけではないのではないか。
- ・ 最終的には、「どういう人が独立役員になるか」ということも大きな問題であり、独立役員が会社に一人しかいない場合と、複数いる場合で、求められる資質にも違いが出てくると考えられる。例えば、独立役員が一人しかいない会社においては、その独立役員は、他の企業のCEO経験者など、経営一般に通じた人物でないと、モニタリング機能を十分に果たせない場合もあるのではないか。一方で、独立役員が複数いる会社においては、様々な専門性を持ったメンバー構成とするのが望ましいのではないかと。
- ・ 独立役員同士が日頃からコミュニケーションを取り合い、情報を交換できるような仕組みがあると良いのではないかと。
- ・ 東証として、独立役員向けの冊子の作成や、独立役員を対象としたセミナーを開催するなど、独立役員としての心構えなどを浸透させる取組を行うてはどうか。
- ・ 経営陣が一般株主の利益を無視した行為を行おうとしている場合に、独立役員が一般株主の保護の立場から意見を述べることで、そういった株主無視の企業行動を防げるという具体的な事例を数多く挙げた事例集などを作ると参考になるのではないかと。
- ・ 独立役員が一般株主や投資家の声に耳を傾けるために、IR担当部署との連携をすることも有用ではないかと。
- ・ 社外取締役と社外監査役とで、会社法上の権限の違いはあるが、一般株主の利益の配慮という観点から、取締役、監査役が持っている会社法上の職責の中で、できることをきちんとやれば、同じことが実現できるのではないかと。

以 上

(なお、議事要旨については、東証上場部文責による。)

- 問合せ先 -

株式会社東京証券取引所 上場部企画担当

TEL : 03 - 3666 - 0141 (大代表)